

市町村の相談窓口

（代表窓口ですので相談内容によっては、担当課に取り次ぐ場合があります。）

甲府市	子ども支援課	055-237-5679	甲府市丸の内 1-18-1
富士吉田市	子育て支援課	0555-22-1111	富士吉田市下吉田 6-1-1
都留市	健康子育て課	0554-46-5113	都留市下谷 2516-1
山梨市	福祉課	0553-22-1111	山梨市小原西 843
大月市	福祉課	0554-23-8032	大月市大月 2-6-20
韮崎市	福祉課	0551-22-1111	韮崎市水神 1-3-1
南アルプス市	福祉総合相談課	055-282-7223	南アルプス市小笠原 376
北杜市	子育て応援課	0551-42-1332	北杜市須玉町大豆生田 961-1
甲斐市	子育て支援課	055-278-1692	甲斐市篠原 2610
笛吹市	子育て支援課	055-261-1904	笛吹市石和町市部 800
上野原市	福祉課	0554-62-4133	上野原市上野原 3163
甲州市	子育て支援課	0553-32-5081	甲州市塩山上於曾 1085-1
中央市	生涯教育課	055-274-8522	中央市臼井阿原 301-1
市川三郷町	いきいき健康課	0556-32-2114	市川三郷町岩間 495
早川町	福祉保健課	0556-45-2363	早川町高住 758
身延町	子育て支援課	0556-20-4580	身延町切石 117-1
南部町	子育て支援課	0556-64-4830	南部町内船 4473-1
富士川町	子育て支援課	0556-22-7221	富士川町天神中條 1134
昭和町	福祉課	055-275-8784	昭和町押越 542-2
道志村	住民健康課	0554-52-2113	道志村 6181-1
西桂町	福祉保健課	0555-25-4000	西桂町下暮地 915-7
忍野村	福祉保健課	0555-84-7795	忍野村忍草 1445-1
山中湖村	いきいき健康課	0555-62-9976	山中湖村山中 237-1
鳴沢村	福祉保健課	0555-85-3081	鳴沢村 1575
富士河口湖町	子育て支援課	0555-72-1174	富士河口湖町船津 1700
小菅村	住民課	0428-87-0111	小菅村 4698
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211	丹波山村 890

県の相談窓口（お住まいの地域ごと）

中北保健福祉事務所	福祉課（甲府市、韮崎市、甲斐市、北杜市、中央市、南アルプス市、昭和町）	055-237-1381	甲府市太田町 9-1
峡東保健福祉事務所	福祉課（笛吹市、山梨市、甲州市）	0553-20-2750	山梨市下井尻 126-1
峡南保健福祉事務所	福祉課（南巨摩郡、市川三郷町）	0556-22-8148	富士川町鯉沢 771-2
富士・東部保健福祉事務所	福祉課（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、北都留郡、南都留郡）	0555-24-9047	富士吉田市上吉田 1-2

※昭和町にお住まいの方で生活保護に係る相談を希望される場合は、峡南保健福祉事務所にお問い合わせください。

※市町村によっては、本リーフレットの掲載事業を取り組んでいない場合や独自事業に取り組んでいる場合があります。また、世帯等の所得状況や条件によっては掲載事業を利用できない場合があります。詳しくは、相談窓口にお気軽にお尋ねください。



このパンフレットは、山梨県有林 FSC® 認証材からできた、やまなし森の印刷紙を使用しています。

やまなし子どもサポート情報

乳幼児から高校生までのお子さん、
そのご家族をサポート!!

利用して
みたい

詳しい話を
聞きたい

- ☐ どこに相談すればよいか、わからない。 1
- ☐ 働くために、資格を身につけたい。 2
- ☐ 子どもを育てるための経済的な支援がほしい。 2
- ☐ ひとり親になり、生活や収入に不安がある。 2
- ☐ 子どもをあずけて働きたい、用事を済ませたい。 3
- ☐ 子どもに教育を受けさせるための支援を受けたい。 3

こんなときは、
ぜひ、お電話を

どこに相談すればよいか、わからない。

支 援 事 業	内 容	連 絡 先
山梨県子育て相談 総合窓口（かるがも）	子育てに関する不安や悩みについて、幅広く電話相談 や臨床心理士によるカウンセリングを受けられます。	かるがも 055-228-4152
スクールソーシャル ワーカー活用事業	社会福祉士の資格を持った相談員が、家庭や友人関係 等の悩みを聞き、内容に応じた専門的な相談機関へ 引き継ぎます。	お子さんが 在学している学校
自立相談支援事業	生活と就労に関する支援員が相談を受け、必要に応じ て様々な支援を受けられます。	市にお住まいの方 →市の相談窓口 4 町村にお住まいの方 →県くらしサポートセンター 090-3147-4140 090-4815-4140
母子・父子自立支援員 によるひとり親家庭等 の相談	母子・父子自立支援員による住宅、子育て、就労求職 活動、養育費等の相談を受けられます。	市にお住まいの方 →市の相談窓口 4 町村にお住まいの方 →県保健福祉事務所 4
母子家庭等就業・ 自立支援センター事業	ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じるとともに、 個々の職業適性や希望に応じた職業を紹介します。 また、月 1 回弁護士による養育費等の相談を受けら れます。	県母子家庭等就業 自立支援センター 055-252-7014

● 働くために、資格を身につけたい。 ●

支 援 事 業	内 容	連 絡 先
チャレンジマザー 就職支援事業	子育て中の母親の就職を支援するため、パソコン操作等の働く知識や技術を身に付ける職業訓練を無料で受講できます。(テキスト代、検定受験料は別途かかります。)	県就業支援センター 055-251-3210
母子家庭等就業・ 自立支援センター事業	ひとり親家庭の親が、パソコン講座や介護職員初任者研修講座を無料で受講できます。(テキスト代、検定受験料は別途かかります。)	県母子家庭等就業 自立支援センター 055-252-7014
母子・父子家庭 自立支援給付金	①ひとり親家庭の親が、雇用保険教育訓練給付の指定教育講座を受講・修了した場合、受講料の一部を受給できます。 ②ひとり親家庭の親が、看護師等の資格取得のため、養成機関で1年以上就業する場合、給付金を受けられます。	市にお住まいの方 →市の相談窓口 ④ 町村にお住まいの方 →県保健福祉事務所 ④
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業	上記②の給付金を受けたひとり親家庭の親が、入学準備金や就学準備金を借りられます。	県社会福祉協議会 055-254-8610

● 子どもを育てるための経済的な支援がほしい。 ●

支 援 事 業	内 容	連 絡 先
生活保護	病気や事故、失業などで収入が減り生活が困っている人が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための給付を受けられます。	市にお住まいの方 →市の相談窓口 ④ 町村にお住まいの方 →県保健福祉事務所 ④
児童手当	中学校卒業までの子どもを養育している保護者が、児童手当の給付を受けられます。	市町村の相談窓口 ④ に掲載
乳幼児医療費 (窓口無料)	乳幼児が病気やけがなどで通院・入院した場合に、無料で受診できます。(市町村により対象年齢等が異なります)	
生活福祉資金貸付金	経済的に余裕のない世帯の方が、緊急に生活費が必要なとき、高校等修学に必要なときなどに、資金を借りられます。	お住まいの市町村の 社会福祉協議会に お問い合わせください

● ひとり親になり、生活や収入に不安がある。 ●

支 援 事 業	内 容	連 絡 先
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が、急な病気等による介護や就職活動等による保育サービスが一時的に必要なときに、家庭生活支援員によるサポートを受けられます。	県母子寡婦福祉連合会 055-252-7014
母子父子寡婦 福祉資金貸付金	ひとり親家庭の親と児童等を対象に、子どもの学費や就労のための資格取得等の各種資金を借りられます。	県保健福祉事務所 ④ に掲載
児童扶養手当	18才を迎えた年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の親等が、児童扶養手当の給付を受けられます。	市町村の相談窓口 ④ に掲載
ひとり親家庭医療費 (窓口無料)	ひとり親家庭の親と児童等が病気やけがなどで通院・入院(入院時食事療養費は除く)した場合に、無料で受診できます。	

● 子どもをあずけて働きたい、用事を済ませたい。 ●

支 援 事 業	内 容	連 絡 先
放課後児童クラブ	放課後、自宅に保護者がいない小学生を、放課後児童クラブにあずけられます。夏休み、冬休みなどの長期休業中もあずけられます。	市町村の相談窓口 ④ に掲載
放課後子供教室	放課後、子どもが安心安全な居場所において、勉強やスポーツ、文化活動などに取り組みます。	
ファミリー・サポート ・センター	冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際などに、ファミリー・サポート・センターに登録のある会員に子どもをあずけられます。(町村によって未実施のところがあります)	
病児・病後児保育	子どもが病気の時、熱は下がったが保育園で保育できないときなど、病院等の専用スペースにあずけられます。	甲府市、甲斐市、中央市、 韮崎市の相談窓口 ④ に掲載
ショートステイ事業	親が病気で入院したときなど一時的に子どもの世話ができないときに子どもをあずけられます。	

● 子どもに教育を受けさせるための支援を受けたい。 ●

支 援 事 業	内 容	連 絡 先
高等学校等奨学給付金	高等学校等の教科書代金や学用品費等の授業料以外の経費の給付を受けられます。	公立高等学校の場合 →県高校教育課 055-223-1769 私立高等学校の場合 →県私学・科学振興課 055-223-1322
高等学校等入学準備 サポート事業給付金	高等学校等の制服代、体育着代等の経費の給付を受けられます。	
学び直し支援金	高等学校等を中途退学した方が、高等学校等に再入学する際に、学び直し支援金の給付を受けられます。	
産業技術短期大学校等 就学サポート事業	経済的に余裕のない世帯の学生等の産業技術短期大学校又は峡南高等技術専門校への就学に必要な経費(定額)の給付を受けられます。	産業人材育成課 055-223-1567
育英奨学金	経済的理由により修学が困難な場合に、山梨みどり奨学会から育英奨学金の貸与を受けられます。	山梨みどり奨学会 055-223-1852
学力向上 フォローアップ事業	放課後や土曜日等に小学生や中学生を対象に、補習的な学習支援を受けられます。(学校から各家庭に案内送付)	市町村の相談窓口 ④ に掲載
子どもの学習支援事業	経済的に余裕のない世帯のお子さんを対象に、学習支援を受けられます。	
就学援助制度	経済的に余裕のない小学生・中学生の保護者を対象に、学用品費や給食費の援助を受けられます。	

